

呉市産業マイスター表彰実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の産業において卓越した技能者を表彰することにより、社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、もって技能者の地位及び技能水準の向上並びに産業の活性化を図ることを目的とする。

(表彰の対象者)

第2条 表彰の対象者は、呉市内に住所を有し、呉市において就業している者又は就業していた者のうち、優れた技能を有し、他の技能者の模範と認められる者又は団体（第4号の特別賞部門に限る）かつ、次の各号に掲げる部門に応じ、それぞれ当該各号に定める部ごとの要件を全て満たすものとする。

(1) 農林水産業部門

ア ブランド化推進の部

農水産品の高価値化に寄与した者

イ 品評会入賞の部

全国大会相当の品評会で入賞した者

(2) 製造業部門

ア 熟練技能の部

(ア) 技能を通じて後継者の育成又は産業の発展に寄与した者

(イ) 技能者として、同一職業に30年以上従事している者又は従事していた者

(ウ) 満年齢が55歳以上の者

イ 技能大会入賞の部

全国大会相当の技能競技会で入賞した者

(3) サービス業部門

ア 熟練技能の部

(ア) 技能を通じて後継者の育成又は産業の発展に寄与した者

(イ) サービス業として、同一職業に30年以上従事している者又は従事していた者

(ウ) 満年齢が55歳以上の者

イ 技能大会入賞の部

全国大会相当の技能競技会で入賞した者

(4) 特別賞部門

ア 農林水産業の部

呉市内において、知名度が高い産品を生産している団体、組合等

イ 製造業の部

呉市内において、概ね50年以上製造、販売業を継続している事業所、店舗等

ウ サービス業の部

呉市内において、概ね50年以上サービス業を継続している事業所、店舗等

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認める者については、表彰の対象者としてすることができる。

(推薦)

第3条 表彰の候補者（以下「候補者」という。）の推薦は、当該候補者が就業している企業若しくは就業していた企業又は当該それらの企業若しくは当該候補者個人が加入している団体が行うものとする。

2 前項の規定により候補者の推薦を行おうとする者（以下「推薦者」という。）は、別に定める期間内に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 「呉市産業マイスター表彰」被表彰候補者推薦書（様式第1号）

(2) 推薦調書（様式第2号）

(3) 候補者の住民票の写し（次号に掲げる団体等を除く）

(4) 前条第1項第4号に掲げる団体等においては履歴事項証明書の写し

3 推薦者は、推薦をした候補者が表彰を受けるまでの間に、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(1) 呉市から転出したとき。

(2) 死亡したとき。

(3) 推薦されるにふさわしくない事由が発生したとき。

4 前項第1号又は第3号の規定による報告があった場合は、当該候補者は表彰の対象としない。

5 前条第1項第2号ア及び第3号アの熟練技能の部の候補者の推薦については、毎年度につき原則として、1事業所につき1名を上限とする。

（決定方法）

第4条 市長は、前条第2項の規定による書類の提出があったときは、これを審査し、第6条に規定する呉市産業マイスター表彰委員会に意見を求めた後、被表彰者を決定し、表彰を行う。

（表彰方法）

第5条 市長は、次に定めるところにより表彰を行うものとする。

(1) 表彰は、毎年11月に表彰式を開いて行う。

(2) 表彰は、被表彰者に賞状を授与して行うものとする。ただし、被表彰者が死亡しているときは、その遺族に授与するものとする。

（委員会）

第6条 市長は、被表彰者の選考の参考とするため、呉市産業マイスター表彰委員会を設置する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、表彰に必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成15年8月1日から実施する。

改正 平成16年6月1日

平成28年9月14日

平成30年11月26日